

国民年金 の しくみ



国民年金は、日本国内に住
所のある20歳以上60歳未満の
方が、必ず加入する（強制加
入）ことになっています。
これは国民年金が、老齢・
障害・死亡など人生の困った
ときに生活の安定を保つため
みんなに共通の「基礎年金」
を給付することを目的として
おり、その費用をみんなで公
平に負担しようというものだ
からです。
国民年金の保険料を納める
ことは、加入者の大切な義務
であることをご理解ください。

加入のしかたは3種類

第1号被保険者

自営業、自由業、
農林漁業、学生、
アルバイトなど



保険料を自分で
納めます

第2号被保険者

会社員、公務員、
教員など



職場の年金（厚生
年金や共済組合）
に加入する事で、
国民年金にも自動
的に加入します

第3号被保険者

会社員や公務員
の配偶者



保険料の個別負担
はありませんが届
出が必要です

“なに？なに？介護保険 おしえて！介護保険” 第12回

質 問

介護保険料はどのようにして納めるのですか？

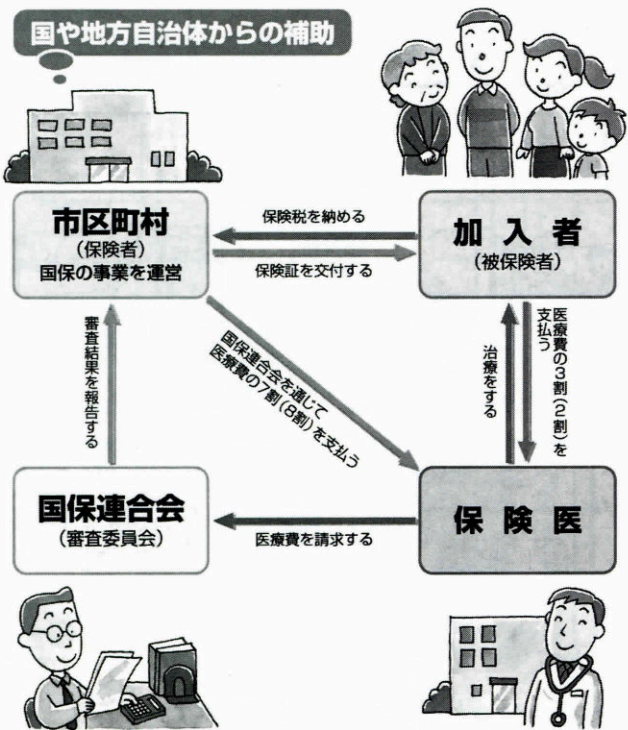
回 答

介護保険料は、65歳以上の1号被保険者と40歳以上65歳未満の2号被保険者とで、納付方法が異なります。

1号被保険者で月額1万5千円以上の年金を支給されている方は、年金より天引きで保険料を納めていただきます。その他の方は、納付書により出納室及び出納代理機関に直接納めていただくか、口座振替により納めていただくことになります。

2号被保険者は、加入されている健康保険に上乗せして介護保険料を納めていただきます。

1号被保険者の保険料額の決定等については、現在賦課作業中ですが、来月号で特集として詳しく説明させていただきます。



国民健康保険は、加入者のみなさんが病気やけがをしたときに、安心して治療が受けられるよう給付をする医療保険です。
このしくみをささえる重要な財源となっているのが、みなさんが納められる国保税です。
国保の適正運営のためにも、国保税は期日までに納めましょう。

国保のしくみ

